様式第１１号（第９条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 公告前建築等承認申請書  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日  　（宛先）富士見市長  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　　所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名  法人にあっては、主たる事務所の  所在地、名称及び代表者の氏名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　（　　　）  建 築  建 設  　都市計画法第３７条第１号の規定により公告前の　　　　　について承認を受けたいので、下記のとおり申請します。  記 | | | |
| 開発許可年月日・許可番号 | 年　　月　　日　　　　　第　　　　　　　　　号 | | |
| 建築物を建築し、又は特定  工作物を建設しようとする  土地の所在、地番及び地積 |  | | 地　積  　　　　　　　㎡ |
| 承認を受けようとする事項 | 建築物等の用途 |  | |
| 建築物等の構造の種別 |  | |
| 申請の理由 | | | |
| 第　　　　　号  ※  　　　　　　　　　　上記のことについて  　　　　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　富士見市長 | | | |

備考

　１　※印の欄には、記入しないこと。

２　教示　別紙のとおり

別紙

（教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、富士見市長に対して審査請求をすることができます。

　　この処分については、上記の審査請求のほか、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、富士見市を被告として（訴訟において富士見市を代表する者は富士見市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

　　なお、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処　分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。